

理事・監事への立候補手続きについて

立候補準備 フライヤー会員

役員選任公示日・立候補の受付開始
2015年4月13日

- 候補資格（選任規約第9条）
 - 役員立候補届日時点でJHFフライヤー会員であること。
 - 住民票所在地の正会員（都道府県連盟）へ所属し、推薦を受けていること。
- 必要な書類（選任規約第16条）
 - 立候補届（役員選任実行委員会指定書式）正面写真（5cmx4cm）、経歴書、JHF活動履歴、都道府県連盟推薦欄を含む。
 - 立候補意思表明書（800字以内）※テキストファイル（.txt）での提出も可。
 - フライヤー会員証コピー
- 役員立候補届出日に有効であるJHFフライヤー会員証。
- 住民票（推薦正会員（都道府県連盟）の所在地と合致する事）役員選任公示日以降に発行されたもの。

推薦 正会員（都道府県連盟）

- 推薦手続き
立候補者は居住地の正会員（都道府県連盟）に立候補手続きに必要な書類一式を提出し、正会員の定めに従って立候補届の推薦欄に署名押印を受けてください。

- 提示書類の確認
正会員（都道府県連盟）は立候補者からすべての書類が提示されたことを確認したうえで審査してください。立候補届の送付を正会員が代行しない場合でも、書類に不備や記入漏れがないかご確認をお願いします。なお、推薦は立候補者が正会員に所属していることの証明を兼ねていますので、その事実も併せてご確認ください。

- 推薦基準
立候補者の推薦基準については、各正会員に独自の基準がある場合は、役員選任公示以前に正会員に於いて公示されたもののみが有効となります。判定は選任規約第16条に定められた提出書類を審査することを基本とします。

- 立候補者の推薦
立候補者の審査の結果、推薦基準を満たしていると判断された場合、立候補届の推薦欄に正会員（都道府県連盟）・代表者名を記入し、連盟印と代表者印を押印してください。経歴書およびJHF活動履歴のページの右下にも連盟印を押印してください。

立候補書類提出 JHF役員選任実行委員会宛

立候補締切日
2015年5月8日 午後5時
郵送の場合は当日消印有効
JHF事務局業務時間
月曜～金曜
午前9時30分～午後5時30分
書類審査日 2015年5月14日

- 書類の提出
正会員（都道府県連盟）の推薦を受けたうえで、再度書類に不備、記入漏れのないことを確認し、一式をまとめてJHF事務局内「役員選任実行委員会」宛に提出します。正会員が提出を代行してもかまいません。立候補者本人の希望に従ってください。

いずれの場合も、立候補一名毎に書類を封筒に入れ、役員選任立候補書類と明記の上封印してください。

書類を郵送により提出する場合は、立候補締切日の消印を有効としますが、投函した旨をJHF事務局あて電話連絡してください。

- テキストファイルの提出方法
立候補意思表明書をテキストファイルとして提出する場合は、指定された電子メールアドレスに送信するか、またはCD-R、DVD-R、フロッピーディスクなどの記憶媒体に入れて立候補書類に同封してください。

- JHF役員立候補届提出チェックリストの提出
候補者本人がJHFウェブサイトの役員選任についての広報ページからダウンロードし、立候補締切日・時間までに指定された電子メールアドレスに送信して指示に従って下さい。

受理・立候補者公示 JHF役員選任実行委員会

立候補者公示日
2015年5月25日

- 届け出受理
JHF役員選任規約に則って厳正に書類確認されます。
書類審査日に役員選任立候補書類不備を発見した場合は直ちに本人宛て通知し、選任規約18条に基づく事務的修正を受け付けます。

- 立候補者公示
立候補届の受理された立候補者は有権者である正会員（都道府県連盟）に経歴情報とともに公示されます。JHFフライヤー会員に対しては、公示書と写真および立候補意思表明書がホームページに公表されます。

投票 正会員（全47票）

投票日
2015年6月23日（JHF総会）

- 役員選任
JHF総会にて総会議案として投票が行われます。正会員（都道府県連盟）は、自連盟の会員の総意としてどのような投票行動をとるか、この日までに集約しておくことが求められます。有効投票数は全47票になります。

- 委任代理投票は認められませんが、書留郵便による不在者投票は可能です。投票は即日開票され、選任規約第22条に定められた決議によって理事・監事が選任されます。